

言葉と自治体

—— 私達は信頼されているか ——

松本得三 〈企画調整局都市科学研究室〉

砂川忠雄 〈市民局相談部広報課〉

大山浩朗 〈金沢区役所保険年金課国民健康保険係長〉

*執筆順・文責 松本

1——言葉への不信

数カ月前、ある大臣が、国会答弁は「いい加減」といったことで、「舌たらずだった」「辞職ものだ」と問題になったが、そのころのある新聞に、その大臣をノーベル直賞候補に推薦しようという漫画が載った。言葉、中でも公の言葉に対する信頼が失われてきているいまの日本の社会を、それはまことによく風刺していた。

表向きの表現と中味のちがいを、下世話には「建て前と本音」などというが、この言葉が使われはじめたのは、消費者が誇大広告を問題にし、有権者が脱政党化の傾向をみせはじめたのとほぼ時期を同じくしている。言葉への不信は、時には無責任とも思える激しい宣伝と自己主張の時代から市民が学んだ「不幸な」教訓とみることもできそうだ。

ところで現在、自治体でも毎日、役所から多くの言葉が送りだされているが、役所の外側からはどう受けとられているであろうか。

「広報者〈筆者注—この場合は役所〉の目的は相手の好意や同調を獲得するにあるから、自分に都合の悪い事実はコミュニケーションしないのが普通である。だから政府

広報のみによって、事態の真相を知ることができるかといえ、それは期待できないといった方が正しい」〈千葉雄次郎一元NHK経営委員長・日本新聞学会会長「知る権利」P250〉という見方がある。

また「市民を抑圧する権力の所在地である上界について、市民の知りうる情報はきわめて乏しい。……権力者は下界への情報提供に当って、市民を市民たらしめるような情報は秘匿し、市民を日常生活者に転落させるための情報を、転落させるために提供する。その選択権は、権力者の権力の重要な一角を形成している」〈稲葉三千男—東大新聞研究所教授「現代都市政策Ⅱ」の中の「市民と情報」P285~286〉という見方もある。

コミュニケーション理論の研究者の間では、自治体をふくめて役所からだされる言葉についてこのように「施こしの情報」「情報は支配である」といった見方をしているが、これに反対の意見はほとんど見当たらない。

2——言葉のこちら側のモラル

言語・文学の世界では「表現された言語のこちらがわで、表現した主体はいったいどんな心的な構造をもっているのか」〈吉本隆明「共同幻想論」P7〉ということをも問題にする。いま、これをここに当てはめてみると、役所によって表現された言葉のこちら側で、いったい役所は市民に対して、あるいは役所自身に対してどのような心的な構造、ひらたくいえば心の有様、立場、モラルをもっているかという問題になる。

「われわれは、思想とか文化とかいうものを頭の中に描くとき、知らず知らずのうちに第三人称の着物を着せていはいないであろうか。それを客観性とか純粋とかであるように感じているようにも思われる」〈外山滋比古—お茶の水女子大学教授「日本語の感覚」P173〉という意見がある。そういえばたしかに、この調査季報の諸論文にも、創刊以来、第一人称の「私」「私達」は主語としても、客語としてもあまり登場していないようだ。しかし、役所のこちら側を問題にしようとする時、私達職員は、役所とか行政に第三人称の着物を着せて語ることをやめ、それを第一人称の問題として扱わなければならない。

だが、私達にとって職員自身の領域は、これまでの固

定観念によると、そこへ公然と立ち入った者は村八分の仕打ちを受けかねない「聖域」とされてきた。言葉と信頼の問題は、まさにその「聖域」に根をもつ問題であるが故に、特殊なむずかしさがあるといえよう。

「これまでの日本の学問の歴史においては、学者の言葉は官僚の言葉にらくらくとすべりこむようにつくられてきた。学者が同時代を見る目の位置は、高級官僚が同時代を見る目の位置に近い。……知識人としてのさまざまな活動は、本来は人権の行使であるはずなのに、実際には特権の行使である場合が多い」〈鶴見俊輔「市民と遊離した学者・官僚」朝日新聞昭和50年10月31日付文化面〉という意見がある。

あるいはまた、クロム公害をめぐる、大企業労組の姿勢に疑問がもたれていた時「外の人から異常に見えても、日本化工の伝統、カラーというものが、会社のおかげで高い給料もらえて、といった考えが強く、組合問題にならなかった」〈日本化学工労組横田喜光委員長談、朝日新聞同年8月26日付社会面〉という弁明がある。

やはり、「人は特権の立場にたてばたつほど、人権を失う」〈武谷三男「市民と政治」P79〉ものなのだろうか。それは、もちろん、一律に論じることのできる問題ではないが、強い権限をもつ立場や大きな組織に身をおく時、人は往々として意識のどこかに特権の影を宿すものようだ。だが、自治体の現場では、そのような位置からの言葉は通用しないだろう。多くの場合、そこでは受け手、地域、問題が限定されており、具体的な市民の生活にきちんと目をすえた言葉でない限り、受け手に通じることはない。ごまかしのない、そして借り物でない言葉が、日常、職場で十分に練られ、つくられることが求められているのである。これを次のようにいうこともできるだろう。

「PR〈筆者注—パブリック・リレーションズ・公衆関係〉は、通常外的関係の問題として理解されている。けれども、実は、これに平行して行政体内部における調整・統合の問題が潜んでいることを見落してはならない。行政体の全公衆関係において機能が充足され、すべての職員がPRセンスをもって行動するようになるためには、まずその前提として、行政体の内部においてコミュニケーションのあり方を改善し、職員のモラルを高める努力がなされなければならない。『職員のモラルコ

そはPRにおける最大の資源である』という主張は当っている」〈井出嘉憲—東京大学社会科学研究所助教授「行政広報論」P31〉。

3———阻まれている対話

いま、横浜市における「PRの最大の資源」たる行政体内部におけるコミュニケーション、職員のモラルをみるため庁内報を例にとろう。その庁内報の創刊号〈43年4月27日付〉には、当時の渡辺博総務局長が、庁内報を「庁内対話の場」と規定し、次のように書いている。

「庁内報は、職員相互の対話やニュースの交換の場となるはずである。サークルのお知らせを掲載してもいいし、短いものなら論文を掲載してもいいと思う。要するに1万8千人の職員がばらばらにならないようにしたいものである。だから、庁内報は上からの方針を流すだけのものではない。紙面の構成や内容は、みんなで作っていききたいと思う。意見があつたらどしどしいってほしい。庁内報がほんとうに全職員にとって役立ち、愛されるものになるかどうかは、まさに対話の心を私たちがもつかどうかである」。それから8年近く、その編集努力は評価にあたいしながらも、情報と問題の共有を土台とした真の対話のあるべき姿を思う時、庁内報は、なお解答のでていない宿題を抱えているようにみえる。それは、裏を返していえば、対話を阻もうとする力が、私達の中、あるいは組織の中に不断に存在しているということである。

49年8月1日号から50年7月15日号までの1年間分の庁内報の記事を通読して感じるのは、ほんの一部を除いて、時期も内容も、まさに周到に書かれているなあということ、しかも、その周到さ、いいかえれば事なかれ主義から計算された「安全係数」が高くとられているため「庁内対話」にいきいきとした材料を提供していないのではないか、ということである。

さきの1年間、横浜市には地方財政の危機をはじめ、金沢地先埋立て、高速道路、地下鉄3号線など、行財政上の難問が集中的にあらわれた。それらのいきさつ、問題点さらには市の方針を職員の前に明らかにすることは、庁内報の目的からいっても、また職員として備えるべき資質の上からいっても当然のことであろう。だが、

それにもかかわらず、ほとんどふれられることがなかった。それは、いったい、なぜだろう。

今秋、NHKの労働組合である日放労が放送白書をだして、NHKの放送内容の批判をしたが、その中に「プロデューサーの8割が意識的な自己規制をしている」「テーマや出演者がNHKのタブーにふれたり、上司の好みに合わないため、自己規制で提案をやめた経験を半数以上がもっている」ということが書かれている〈朝日新聞50年9月13日付〉。もちろん、放送と行政との領域のへだたりを十分に考慮した上での話だが、この自己規制の問題は、庁内報にとってもきわめて暗示的である。

では、自己規制に陥る原因は一体、何か。ある編集経験者のメモに、次のような一節がある。

「庁内報編集委員会で、50年3月15日号に×××の赤字問題を載せることに決定したが、その後、担当局からその記事を取りやめるように申し入れがあった。編集委員会で決まったことでもあり、また、すでに新聞に内容は発表されていることなので担当局の言い分は釈然とせず、折衝する。だが『新聞は新聞、役所でだすにはどうも都合が……』とははっきりしない答えだった」。

これは、ほんの一例にすぎない。都合が悪いことは、それが誰にとっての都合かということをもまったく検討しないまま、当然のこのようにかくされてきたのがこれまでの状態だったのではなからうか。そこには、自己規制論議などを、いかにも青くさく、野暮で、少なくともひどく場ちがいに感じさせる雰囲気支配的である。

4———因襲の圧力

では、市民に配布される広報紙の場合はどうだろう。

日本広報協会からだされている「広報」という雑誌には、全国各都市の広報担当者の悩みが率直に語られている。

「首長をはじめとするエライ人の顔色ばかりみて、役所の机の上で思考を重ねるのではなくて、住民のくらしの実態をつかみ、なにを望んでいるのか、なにを求めているのかということに視点がおかれなければいけない。その住民の意見が首長を動かし、規則をも変えるというものだ。その両者の橋渡しが広報マンの大きな役割である」〈京都市広報課荒田又之助「ジャる気あんのか広報

マン」〉。

「広報マンは、広報マンの属している役所の考えを上手に住民に説得するのが本来の仕事でしょうか。いや、やはり住民の住みよい生活環境にするために、少しぐらいは役所の欠点をさらすべきでしょうか。おっつけ7年目を迎えようとしながら、まだそのことに割り切れない思いと釈然としないものももっています」〈田川市赤崎顕義、46年11月号「広報マンの条件は？」〉。

「広報マンは役所の幫間みたいな気がする。また幫間にならなければ仕事ができない面が多分にあることも事実である」〈広報マン幫間論〉。

このような問題に関連して、また別の立場からの指摘もある。

「広報担当者に加えられる圧力の一つは、自治体の首長あるいはそのスタッフの節度をこえた政治広報の要請であり、他の一つは、役人の事なかれ主義、秘密主義である」〈自治省文書広報課松田慶文「自治研究」37巻4号の中の「行政広報はどうあるべきか——特に自治体広報の問題点について」〉。

さて、これらの意見が、現在の横浜市にどこまで当てはまるかは、立場によって見解の分れるところだろう。だが、もし横浜市で首長の「顔色ばかりみて」〈前掲〉いるならば、職員はもっと勇気をもって職員同志の間でも、また市民との間でも、情報・問題の伝えあいをしなければならぬはずだという点では、そんなに見解は開かないのではないか。しかし、職場で積極的に情報をだして仕事に当たる行き方がどう保証されているか、また、これに対して都合の悪い情報をださない行き方がどう非難されているか——私達職員にとって重要な問題の一つはそこにある。

「昔、縁起の悪いニュースをもたらした使者は、牢につながれた。今日ではピューリッツァー賞をもらう」〈ジェームス・レストン「新聞と政治の対決」P3〉というのはあくまで新聞記者の話。横浜市もふくめて、いまの役所では、都合の悪いニュースを表にだせば、担当者は牢につながれないまでも、職場でさまざまな圧力に耐える覚悟がいるであろうことは明らかである。

このような状況のもとでは、首長が繰り返し強調する「自治体行政は、市民が目みてわかるもの、手でさわれるものだ」とか「職員はよその職場のことにも関心を

もち、もっとお互いに批判しあうべきだ」とかいった開かれた自治体への言葉にもかかわらず、職員の心情は事なかれ主義の因襲からなかなか抜け切れない。

ここで当然、具体的な事例をあげて考察すべきだろうが、職場の条件はまだそれを生産的に受け入れるまでには成熟していないようだ。

以上、私達職員同士、また市民との間で、言葉・情報が共有されにくい現状をみてきたが、次に自治体と情報とのあるべき関係について、主として法的な見地からながめてみたい。

5——住民にとって自治体とは

情報の共有すなわち行政情報公開の問題は、自治体と住民との関係をどう法律構成するかということと深くかかっている。従来のように自治体と住民を権利・義務〈対立〉関係として把握すると、情報は住民の公開請求権の対象として位置づけられるため、秘密の存在が論理的に予定されることとなる。だが自治体と住民を地方自治の理想実現に向った協〈共〉同関係として把握するならば、情報は請求の客体ではなく、自治体と住民が情報の疎通〈共有〉関係によって底礎されていることが前提条件となるため、公開の枠はさらに広がるのである。

ところで、地方自治の本旨を探る過程で、わが国の公法学者が自治体概念を定立する努力をくり返してきたにもかかわらず、いまだ「自治体」という言葉は法律用語としては市民権を得ていない。法律の世界では、「地方公共団体」という確立した法律用語によって統一されており〈憲法第8条で7回、地自法第1条だけで11回も登場する!〉、その概念をめぐるさまざまな定義づけがなされている。〈以下傍点筆者〉

伝來的把握

① 国家の領土の一定の区域をその構成の基礎とし、その区域内の住民を構成員とし、国家より与えられた自治権に基いて地方公共の福祉のため、その区域内の行政を目的とする団体〈註解日本国憲法下P1374〉。

② 国の領土の一部をその基礎たる区域とし、その区域内においてその区域に関する公共事務を行なうことを存立の目的とし、その目的を達するために国法の範囲内で

財産を管理する能力を有し、また住民に対し課税権その他の統治権的な支配権を有する団体〈宮沢俊義コンメンタール憲法P758〉。

③ 国の下に国の領土の一部をもって自己の領域とし、その区域内のすべての住民に対し国法の認める限度において支配権〈自治権〉を有する団体〈田中二郎、新版行政法〉。

④ 都道府県や市町村のように、国の下に国の領土の一部をもって自己の区域とし、その区域内に居住滞在するすべての人に対し、法の認める範囲内において支配権をもつ団体〈新法律学辞典〉。

固有権說的把握

① 一定の地域を基礎とし、その区域内の住民に対して支配権を有する地方的な統治団体〈小林直樹、憲法構成下P782〉。

② 都道府県・市町村をいう〈橋本公且「憲法原論」P440〉。

③ 広汎な立法及び行政の機能をもつ地方的な統治団体〈今村成和「行政法入門」〉。

憲法が、国家行政を規制することによって人権を担保する規範である以上、国民は国家と権利義務〈対立〉関係におかれることが前提とされる。そこで、伝來的な思考方法によれば、国権と自治権は同質であることになるから、自治体と住民との関係も対立関係として法構成されることになる。しかし、この点は固有権の構成でも同様である。同論は自治体に対する国の支配権からの隔絶をねらったに止まり、自治体と住民との関係については、必ずしも従来の権力行政論的思考を払拭し得ないばかりでなく、実定法上の取り扱いに引きずられて、国と自治体とを「行政庁」概念で包摂する論法が随所にみられる。地方公共団体概念について、小林が支配権を明示し、今村が立法及び行政という住民を名宛人とする用語を持ち込む等はその証左である。

6——自治体と情報公開

自治体と住民を対立関係として構成することは、論理的には秘密主義を認めやすくするとともに、実際には役

所にとって都合の悪いことはかくすという弊害につながる。有志職員からなる横浜市行政法研究会は、この弊害に対する道義的反発〈前掲〉を法理論としてどのように組立て、かつ克服していくかについてここ数年、考えをにつめてきている。

知る権利は通説的見解では表現の自由〈第21条〉とからめて説明される。住民が情報を把握することは、思想を形成し、かつ外部に発表するための前提条件だからである。同研究会では、3年前にこの考えをさらに一步進め、民主的諸権利行使の前提としての知る権利の重要性にかんがみ、この権利を全憲法的に位置づける見解を主張したものである〈第13条、第15条、第21条、第23条、第25条、第26条、第92条〉。

このような考え方は、国家公務員法第100条〈地方公務員法第34条〉違反事件にかかわる「秘密」概念に絞りをかけるという点でいわゆる形式秘説〈国家機関が適式に秘扱いの指定をして漏洩を禁じた事項をもって秘密とする〉から実質秘説〈実質的に秘密性あるものとして刑罰による保護—国公法109条、地公法60条—に値するもの〉への判例上の推移とも合致するものである。因みに「秘密」概念をめぐる判例の推移を紹介する〈傍点筆者〉。

●ラストロボフ事件〈形式秘説〉

右文書〈(秘)と表示〉につき、特に国家機関の秘扱い解除手続、又は同文書の全内容の公式発表がない限り、同文書の内容はそれが実質的に秘扱いとするに値する否とに拘らず、秘密に該る〈東高昭32.9.5〉。

●徴税トラの巻事件〈実質秘説〉

- (1) 刑罰の保護に値するだけの実質的な秘密〈大地35.4.6〉
- (2) 実質性の判断基準
 - ① 記載内容
 - ② 行政上の支障の有無〈大高37.4.24〉
 - ③ 秘密が実質的に保護に値するものであってはじめて可罰的〈大地42.5.11〉

●不正者の天国事件〈形式—実質秘説〉

実質上も形式上も秘密にあたる〈東地38.12.23〉

●外務省スパイ事件〈形式—実質秘説〉

右、秘扱い電信は指定権者によって相当の手續にしたがって秘密の指定が為され、かつ、対象とする事項の性

質からみて特別の事情のない限り、これを秘扱いにするについては、実質的にも相当の根拠があり……〈東地43.10.18〉

●外務省機密漏洩事件〈形式—実質秘説〉

行政目的を達するために必要かつ相当である実質〈東地47.4.9〉

以上のような知る権利論の積極的効果にもかかわらず、同研究会がこの見解に固執し得なかったのには理由がある。すなわち知る権利を自由権、さらには参政権、社会権的に構成した場合でも、そこから実定法上の根拠をまたず論理必然的に住民の具体的請求権⇔行政庁の情報公開義務まで導きだすことはできないからである。

実定法上の根拠のない状態で、いかにして具体的に行政情報公開を義務づけるかという観点から、同研究会によって提唱されたのが制度的保障論である。すなわち学問の自由〈第23条〉における大学制度、財産権〈第29条〉における私有財産制度のように、直接的には制度そのものを客観的に保障することにより、究極的には個人の権利自由を保障する場合の理論を応用して、知る権利を知る制度によって担保せんとする試みである。

もとより制度的保障論が成り立つためには、情報公開の実態の存在が前提条件である。3年前、同研究会が本理論を提唱した時、会員各自は本理論の土壌を創りあげるために実務の場で情報公開を実践する意志を確認したものである。折から東京都が全国の自治体の先鞭をとって公開原則を基調とした「東京都秘密文書及び取扱文書処理基準」〈昭和47年7月7日〉を発表し、翌年横浜市が「横浜市秘密文書取扱基準」の作成作業にとりかかった〈48年8月同案作成のまま未成立〉ことなど、実践の足がかりも固まりつつあった。

しかし、この3年間は逆に本理論の限界を明らかにしてきている。それは第1に、想像を絶する秘密主義の壁の厚さに対し、職員の個人的な公開への努力は何ら現実的な力をもち得ないことである。公開される情報とは、毒にも薬にもならない情報〈といわれるもの〉であって、それ以上の領域に一步たりと踏み込むことについては、すさまじい抵抗〈否、攻撃というべきか〉を覚悟しなければならぬことは、神かけて公言しうる事実である。気の遠くなるような時間と根拠をかけなければ本理論の

条件が整わないとすれば、理論そのものの科学性を再検証しなければなるまい。加えて第2に本理論が人権論を中軸に構成されているために地方自治制度とのからみでの立論が未開拓であるという弱みもある。

7 再び自治体とは

情報公開へのさまざまな試論が現実的な力を持ち得ないまま、実践的評価としては破綻してきた事実をみると、その原因を探る努力と共に、再び指導形象としての機能を果しうる理論の開拓が急務といえる。従来の理論の最大の特徴は、自治体と住民との関係を権利義務関係→対立関係として法律構成することにあった。「住民のために」という標語も両者の対立を前提とした思考方法に他ならないことは皮肉である。しかし、両者の関係は近年の住民運動のぼっ興と成熟、および自治体のあり様の変化という実態を抜きにして考えることはできない。ここ10年の横浜市の動きをみても、自治体が住民と権利義務関係で結ばれるというより、むしろ協〈共〉同関係にあるといえるような事例が顕著になってきている。公害防止協定、戦車輸送阻止、朝鮮人国籍書替、自衛隊募集業務拒否、超過負担解消要求、アジア卓球国称問題等、多くの事実によって自治体と住民との同質性が例証されているのである。「住民のための市政から住民による市政へ」というスローガンのもつ意義は、自治体と住民とを異質な関係ではなく、同質な関係に置き換えるという質的転換にこそあるといわねばなるまい。

自治体と住民を同質な協同関係としてとらえた場合には、住民は自治体運営のための最高意思決定機関として自治体の情報をもれなく把握していることが前提となり、住民に対する自治体の秘密は論理的にあり得ないことになる。

「秘密」概念につき、判例学説が粹を絞ってきた経緯については既述のとおりである。しかし、その根拠は自治体と住民の対立関係を前提とし、知る権利の憲法上の重要性を基点とするもので、公開主義という原則を打ち建てた上で秘密概念を絞る論法をたどるものであった。このような観点から最大の絞りをかけた「秘密」とは、「漏洩によって住民または職員の基本的人権を侵害するような情報」ということになる。

しかし、協同関係論は、このような限定的解釈にさらに絞りをかけることが論理的に可能である。すなわち、住民を自治体運営の最高意思決定機関として位置づけるため、住民が意思決定を必要とする情報を把握していることが前提となるからである。したがって上述の概念からは秘密とされても、それが住民の意思決定に必要な情報であれば、なお公開を優先すべきことになる。

従って、今日自治体事業の中軸となっている一連の都市計画決定においても、決定に至る過程の情報がその都度漏れなく住民に提供されることを、協同関係論は論理的に予定するものである。かかる観点から具体的に秘密の領域として残されるものは、各種統計調査票、医療レセプト、課税台帳、人事記録、勤務評定書等に限定されることになる。

だが現実はどうか。自治体における情報公開へのさまざまな試論と努力ともかかわらず、それを泥靴で踏みにじってきたものは、政策段階の情報をかくすことになんら犯罪意識をもたない「私達」自治体の姿勢ではなかったか。

8 ちょっとした決断

自治体の概念がどのように構成されたとしても、自治体の理念がどのように強調されたとしても、役所の言葉は、かんじんなどころでは「施こしの情報」〈前掲〉としてしか受けとられていないのが実情である。この情報の質を、変化させる道はないのだろうか。

言葉のこちら側に関する限り、原則に立ちかえること以外にはなさそうだ。平凡でも「職員のモラルこそはPRにおける最大の資源である」〈前掲〉という原則の意味を、じっくりみなおす時期だと思われる。〈それは、高度成長時代の誇大広告にあきあきしているいまの受け手にとっては、新鮮な宣伝の技術ともなりうるのである〉。

このほど、横浜市研修所が発行した「研修の記録と計画」というレポートには、49年度新職員に採用1カ月後、アンケート調査をした結果が載っている。その中に「自分の上司と話したことがあるか」という質問があるが、答えは次の通りであった。

係長と	ない〈3人〉	ある〈39人〉
課長と	ない〈8人〉	ある〈34人〉
部長または局長と	ない〈27人〉	ある〈14人〉
		DK〈1人〉

わずか10人そこそこの職場で、新しく採用された係員が、1カ月間も係長〈また課長……〉と話したことがないというのは、いったいどのようなことを象徴しているのだろうか。だが、このようなレポートをここに取りあげたのは、そのことをいうためではない。研修所がこのわずかばかりの数字を活字にするのにも、恐らくはちょっとした決断を必要としたであろうこと、そして、都合の悪いことは活字にしないという役所の因襲の中で、その決断は尊重されるべきだと考えたからである。

私達の職場のあちこちで、このような決断が——それは組織の中の他者をあげつらうことではなく、第一人称としての自分自身について語ることだが——日常、普通のこととおこなわれるようになるならば、役所の言葉・情報の質も、少しずつ変っていくのではなからうか。

それはたしかに、勇気のいる、また遠い道のりである。だが、この道への努力がなされない限り、アメリカのシラキューズ市で市販されている絵葉書に印刷された文句——アメリカ人なら誰でも知っているといわれる言葉「YOU CAN'T WIN AGAINST CITY HALL」〈同

市に留学していた市民局佐々木寛志氏の資料〉のように、役所が語る都合のよい言葉の洪水に、人々は結局「市役所には勝てぬ」とそっぽを向くことになるだろう。

今日、自治体が政治的、財政的にむずかしい局面に立たされている時、そこで働く私達の言葉が信頼されているかどうかは、まさに基本的に重大な問題である。

最後に、ある行政学者の言葉を引用しておく。

「一昨年来、東京周辺の公務員の方がたが、この学界で何度か話をされましたが、そういう話をきくたびに、東京の行政は、あるいは、公務員はすすんでいるなとびっくりしました。文字通り、尊敬の念をもってびっくりしたのです。しかし、皮肉と無礼を恐れずにいえば、〈ホンネ〉かなあという疑惑も心の中から抜けざりませんでした。東京の公務員のいわれることと、わたしが神戸で接する公務員の大半のいうことは、あまりにもへだたりがありすぎるからです。公務員の機密漏洩事件が問題になった時、わたしの知りあいのある公務員が、『行政は秘密が原則で、公開は例外でなければならぬのではありませんか』とわたくしに真顔で質問をしましたが、こういう公務員は例外的公務員かもしれませんが、わたくしの接する平均的公務員は、公開に対しても、市民参加に対しても、非常に消極的であることだけは、事実のようです」〈足立忠夫——関西学院大教授「行政と平均的市民」p5〉。

風俗史のすすめ

今年の『太陽』7月号で昭和時代の特集を行なったところ、大当りだったとみえ、こんどは集英社や婦人画報社から昭和初期の風俗やファッションを満載した特集雑誌が出た。私のような年輩のものには、どれも見覚えがあってなつかしかったが、さて私が小学校へ入ったのは1929年だから、50年前というと西南戦争のころである。30年前でさへ日露戦争のときである。これにはおどろいた。いま戦前の少年読物が講談社から復刻さ

れて好評のようだが、私の少年時代と比較すると、今のこどもには、海野十三の「浮かぶ飛行島」は私にとっての押川春浪であり、江戸川乱歩や横溝正史は黒岩涙香だということになる。小学生時代、陸軍記念日や海軍記念日という、講堂で画面のチラチラした日露戦争実写をみせられたものだが、あれは業者の売りこみでもあったのだろうか。

1928年には今上天皇の御即位式があって、それがひとくぎりになったせいか、明治回顧がブームをよんだが、今年の戦前回顧もそれ

とおなじ意味あいだろう。「横浜市史稿」が出たのは1932年で、そのうち風俗編がとくに好評だったが、中味は60年ほどまえの風俗が中心になっている。いま大正・昭和戦前の横浜風俗史をまとめれば、同時代に生きてきた私にはなつかしい記録というにすぎなくても、わかい世代の人たちにはかつて存在した夢・まぼろしの世界ということになる。やはりこの辺で横浜の風俗史をかたちにしてのしておくことが、必要な時期にきていると思う。 〈A〉